

議案第45号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和4年3月24日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年備前市条例第53号)
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120.0」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の備前市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により
算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗
じて得た額を減じた額とする。

議案第45号参考資料

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>